

現在地： [ホーム](#) > [くらし・手続き](#) > [住まい](#) > [耐震について](#) > 成田市住宅耐震改修助成制度のご案内

くらし・手続き

成田市住宅耐震改修助成制度のご案内

シェアする

ポスト

LINEで送る

更新日：2026年4月13日

市では、住宅の耐震性が低いと診断され、市に登録された住宅耐震診断士に設計・工事監理を依頼し、耐震改修の工事を行う場合に、費用の一部を助成しています。令和7年度より補助上限額を引き上げました。

制度の概要

市では、災害に強いまちづくりを進めるため、住宅の耐震診断で耐震性が低いと診断され、市に登録された住宅耐震診断士に設計及び工事監理を依頼し、耐震改修の工事を行う場合に、要した費用の一部を予算の範囲内で助成しています。

[成田市住宅耐震改修補助金交付規則（成田市例規集）](#)

[「住宅耐震診断費・耐震改修費」補助事業のご案内（PDFファイル：442KB）](#)

補助の対象者

- ・耐震改修工事を行おうとする住宅を市内に所有している方
- ・市税の滞納がない方

補助金の額（令和7年度より補助上限額を引き上げました！）

補助の対象となる工事費の5分の4以内の額（1,000円未満切り捨て（上限115万円））

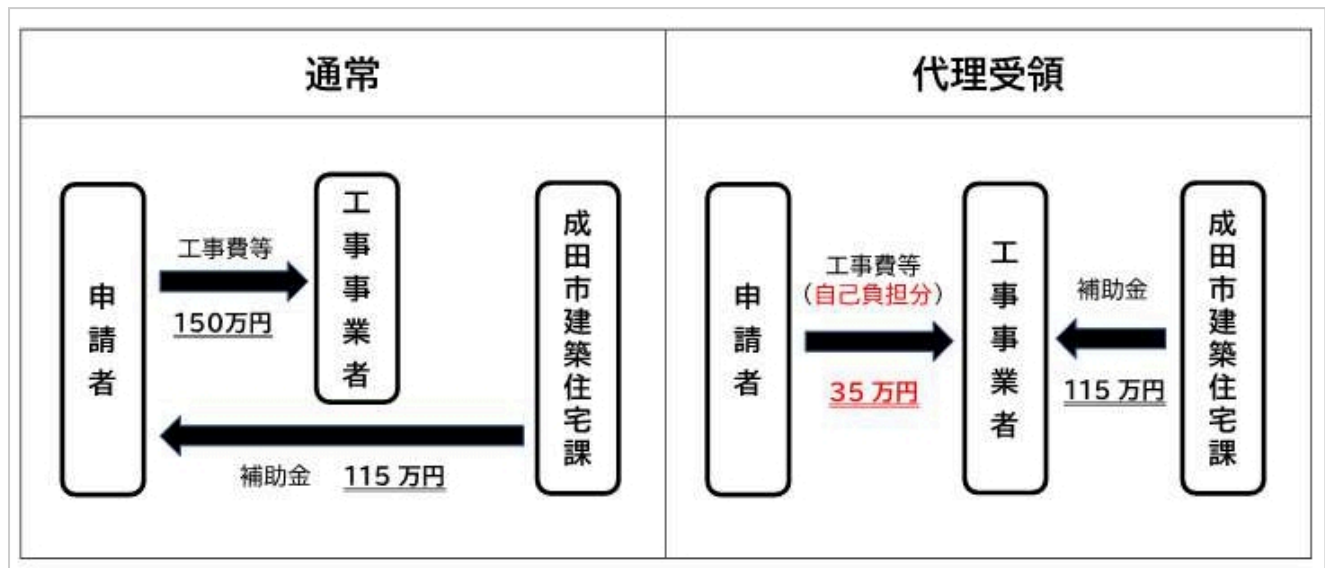
- ・工事費には設計費及び工事監理費を含みます
- ・二段階耐震改修工事の場合は、段階ごとに57.5万円が限度となります。

代理受領制度

補助金の申請者が設計・工事監理及び工事を行った業者に委任をし、補助金の受領を代理で行う制度です。この制度を利用することで、申請者は工事費と補助金の差額分を用意すればよくなり、当初の費用負担が軽減

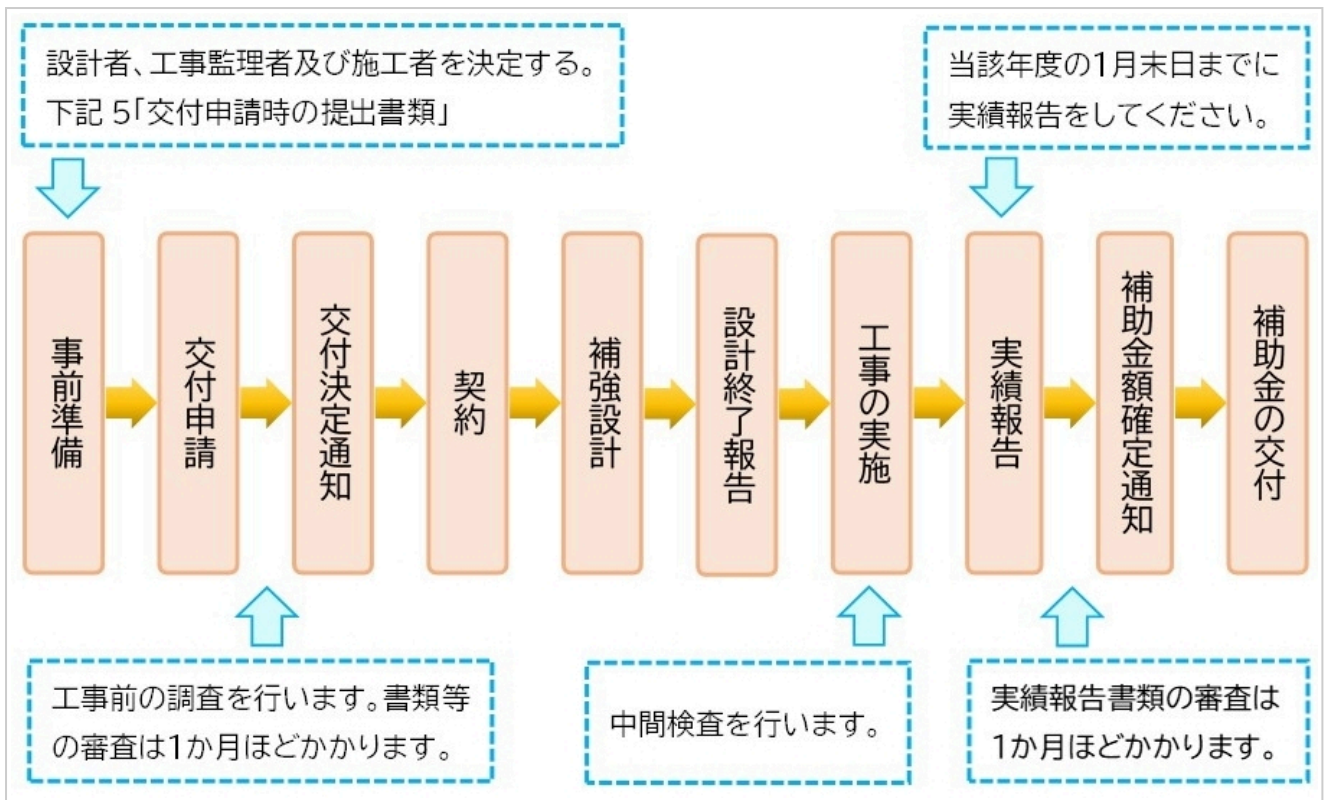
されます。

《参考》下図は工事費150万円の場合



手続きの流れ

- 1 補助金の申請をして交付決定を受けてから、耐震改修工事を実施してください。工事着手後の申請は受けられませんので、ご注意ください。
- 2 耐震改修設計と工事監理は、市に登録されている「住宅耐震診断士」に行ってもらう必要があります。
- 3 補助金申請年度の1月末までに対象工事を終える必要がありますので、余裕をもって補助金の交付申請をしてください。
- 4 補助事業（申請から実施完了まで）は、年度ごとに実施していますので、申請の受付期間は、4月1日から10月末までを目安としています。
- 5 申請、実績報告及び請求時は可能な限り申請者ご本人がお越しください。
- 6 補助金の申請用紙は、建築住宅課の窓口で入手、またはこのページの下部の「申請書等の様式集」からダウンロードできます。



住宅耐震診断士

[住宅耐震診断士名簿（令和8年4月8日現在）](#)（PDFファイル：452KB） 

[住宅耐震診断士を募集します](#)（PDFファイル：286KB） 

関連リンク

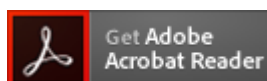
[申請書等の様式集](#)（Wordファイル：36KB） 

[申請書等の様式集-記入例](#)（PDFファイル：113KB） 

[個人情報に関する同意をする旨の書面](#)（Wordファイル：13KB） 

[住宅耐震改修証明申請書](#)（PDFファイル：119KB） 

このページの資料をご覧になるにはAdobe Acrobat Reader（無償）が必要です。
ソフトウェアをお持ちでない方は下記ボタンよりダウンロードしてください。



[Adobe Acrobat Reader](#)

PDFファイルを開覧・印刷することができます。

このページに関するお問い合わせ先

土木部 建築住宅課

所在地：〒286-8585 千葉県成田市花崎町760番地（市役所行政棟5階）

電話番号：0476-20-1564 ファクス番号：0476-24-4354

メールアドレス：kenchiku@city.narita.chiba.jp

[お問い合わせフォーム](#)

[フロアガイド](#)

このサイトの文章・画像は著作権により保護されていますので、無断での転用・転載はご遠慮ください。
Copyright Narita City. All rights reserved.